



都 城 市 景 観 形 成 ガ イ ド ラ イ ン



目次

都城市 景観形成ガイドライン

序章	都城市景観形成ガイドラインとは	1
	◎ガイドラインの目的	1
	◎ガイドラインの読み方	2
1	「みどりと景観」の特性	
	1 都城市の「みどりと景観」の特性	3
	2 “みどり”の効果・機能	4
2	景観形成の区域と方針	
	1 行為の制限に関する地区区分	5
3	行為の制限に関する事項	
	1 届出が必要な行為	6
	2 届出手続きの流れ	8
	3 届出に必要な書類	9
4	景観形成基準	
	1 自然・田園区域における景観形成基準（建築物）	10
	2 市街地区域における景観形成基準（建築物）	11
	3 自然・田園区域 / 市街地区域における景観形成基準（建築物以外）	12
	4 駐車場の緑化基準	12
5	景観形成基準の解説	
	1 高さ・位置	13
	2 形態・意匠、素材、色彩	14
	3 色彩（「自然・田園区域」で利用できる色の制限について）	15
	色彩について考慮すべき事項について	16
	4 建築物または敷地の緑化	17
	5 その他の敷地外構など	19
	6 工作物	23
	7 開発行為	24
	8 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	25
	9 駐車場の緑化	26
	用語解説	27

ガイドラインの目的

～霧島と大淀川に育まれた田園都市～

人と風土がつなぐ
都城の景観

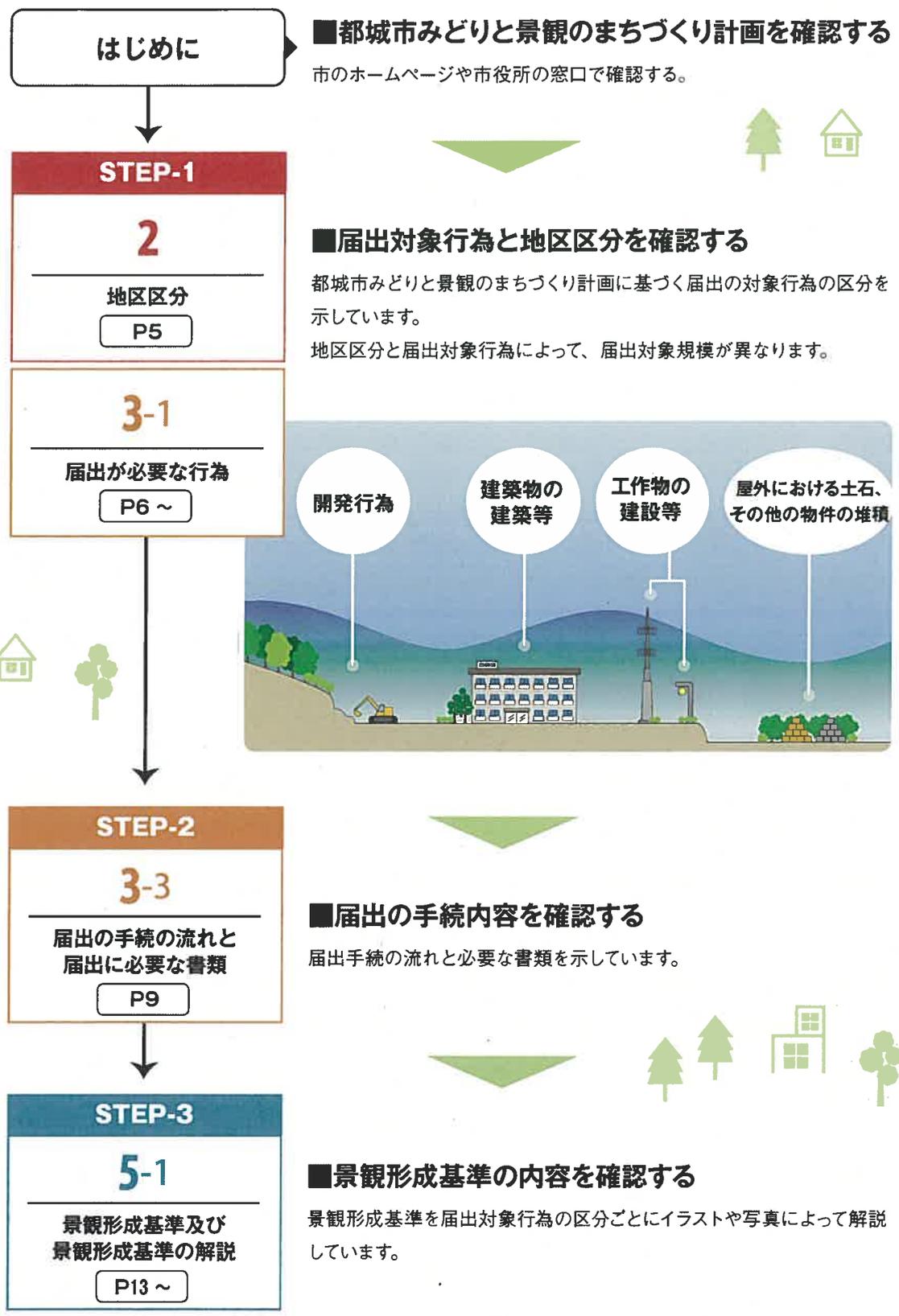
自然環境や歴史に培われた「都城の景観」を活かし、まちの魅力を向上させていくためには、市民・事業者・行政といった都城市に関わるすべての人が、都城市の景観の価値を理解しながら、お互いに協働し、取り組んでいくことが大切です。

景観法（平成16年法律第110号）に基づいて策定した「都城市みどりと景観のまちづくり計画」に掲げた上記の基本理念の実現を目指して、市内で建築物を建築する場合等において、より魅力ある景観を形成するための指針として「景観形成ガイドライン」を作成しました。



※ 道路や河川等については、本ガイドラインとは別途にガイドラインを定めます。

ガイドラインの読み方



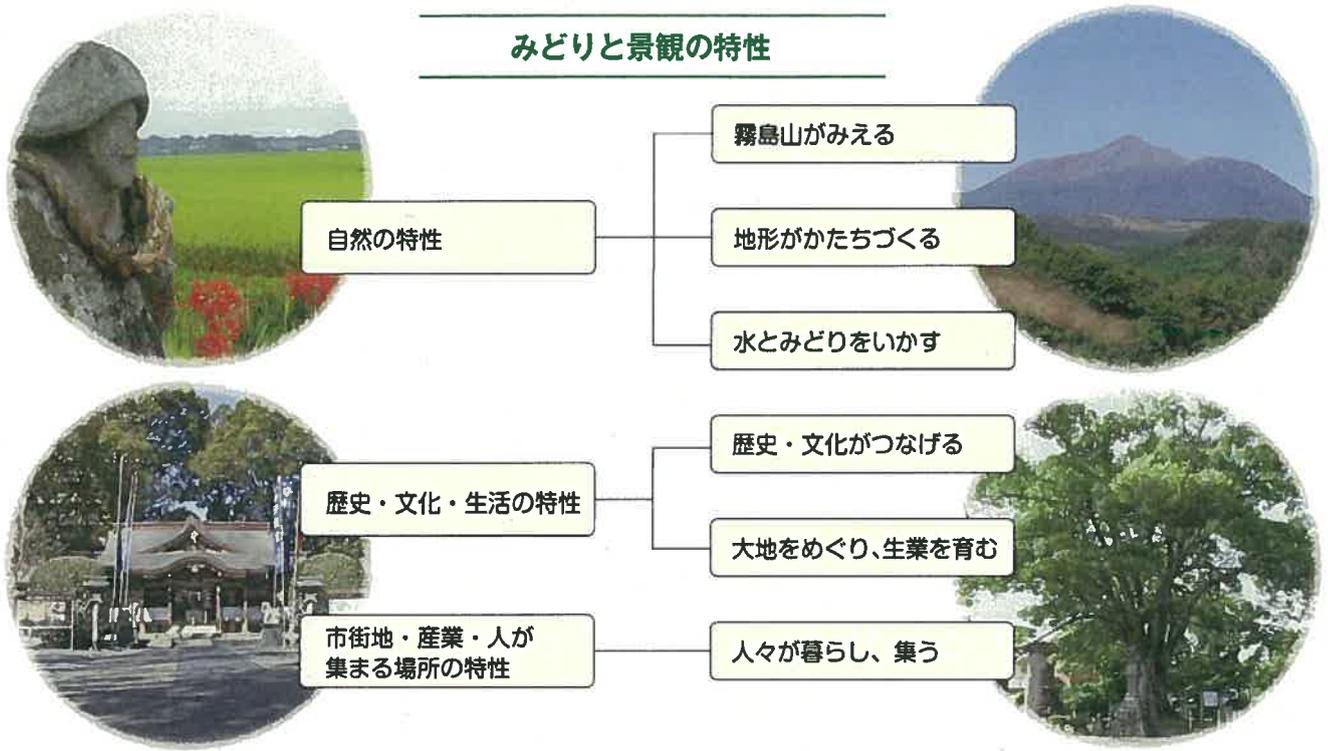
1-1

「みどりと景観」の特性

都城市の「みどりと景観」の特性

視野に入るあらゆるものは景観を形づくる要素ですが、大別すると、自然的な要素と人工的な要素に分けられます。また、地域固有の景観には、歴史的・文化的な要素も重要な役割を演じています。

「みどりと景観のまちづくり計画」では、景観を形づくる要素を下図のとおり分類し、特性を整理しました。これらの景観特性を理解・尊重し、よりよい景観をまもり、つくり、そだてましょう。



自然の景観特性

霧島山がみえる		<p>霧島山は、昔から都城市民を精神的な部分でつないでいます。それは、霧島山を神と見る信仰の形であり、感謝と祈りをささげる暮らしは、この地に数多くの芸能・文化を生み出しており、景観を考える上では、霧島山を忘れることはできません。</p> <p>“みやこんじょ”の風景は、まずは「霧島山がみえる」ことを基本と考えていきます。</p>
地形がかたちづくる		<p>都城盆地は、平地を台地や山地が取り囲み、高台からは緑地が点在する農地、集落、まちが望め、平地からは丘陵地や山地のみどりを取り囲む良好な景観が望めます。</p> <p>“みやこんじょ”の風景を考える上では、地形が作り出す良好な「遠景」を守っていくことがとても重要であると考えます。</p>
水とみどりをいかす		<p>水とみどりは重要な景観資源であり、人の心にもゆとりと潤いを与え、豊かな生態系を育みます。</p> <p>一方、まち周辺には、農地が広がり、丘陵地のみどりや屋敷林が点在するなど、みどり豊かな景観も残っています。</p> <p>“みやこんじょ”の風景を考える上では、水とみどりを、守り、活かして、育てていくことが重要と考えます。</p>

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

歴史・文化・生活の特性

歴史・文化が
つなげる

まちの個性ある景観は、歴史の中で積み重ねられたものです。歴史から生まれた景観には、人の営みがあり、それを継承していくことは、いつの時代にも変わらない本市らしさを継承していくことになります。

本市の歴史を知り、そこに隠された景観資源を見つけ、それを見える形で“みやこんじょ”の風景として継承していくことが重要と考えます。

大地をめぐる、
生業を育む

地形、自然が育んだ歴史・文化の中で、1次産業を中心とした生業が生まれ、それをベースに人々の暮らしが築き上げられています。すなわち、生業の場そのものが本市の生き生きとした景観であるといえます。

「生業の景観」は、“みやこんじょ”の風景として、守り、育んでいくことが重要と考えます。

市街地・産業・人が集まる場所の特性

人々が暮らし、
集う

人々が生活し、働き、交流するまちなかや住まいの景観は、暮らしに育まれた景観です。また、公園や観光施設も、市民、来訪者が集まる交流の場であり、本市の象徴的な景観にもなります。

“みやこんじょ”の風景を考える上では、よりよいまちや施設の景観をつくり、直し、そして維持管理していくことが重要であると考えます。

「みどりと景観」の特性

1-2 “みどり”の効果・機能

みどりには、下記に示す通り、様々な効果・機能があり、空間にうるおいや安らぎを与えるなど、景観形成においても重要な役割を担っています。より快適で過ごしやすく、安全なまちをつくるために、“みどり”の確保に努めましょう。

人と自然が共生する都市環境を確保できます	樹木などの植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、騒音や振動の緩和、気温の調節などの機能を有し、生活環境の改善に貢献します。 みどりの機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができます。
災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できます	大地震や大火災の発生時において、みどりは火災の延焼防止帯の役割を果たすだけでなく、緑地は人々の避難地や避難路、復旧活動拠点などとして多様な機能を持ちます。また、生垣は、台風などの強い風から家を守ります。 みどりを適切に確保することで、まちの安全性・防災性を高めることができます。
多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します	みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子ども達の感受性を育み、市民生活にゆとりや潤いをもたらすことができます。
みどりの持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できます	自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展などに伴い、住民の余暇活動は多様化、高度化、広域化しています。 みどりの持つ多様な機能を活用することにより、豊かで質の高い余暇空間を確保することができます。

2-1

景観形成の区域と方針

行為の制限に関する地区区分

本計画では、市内全域を景観計画区域としています。行為制限においては、景観計画区域を、「自然・田園区域」と「市街地区域」との2つの地区に区分し、届出制度と景観形成基準を定めています。

景観形成の運用区域		
地区区分	範囲	説明
市街地区域	旧都城市の用途地域	市街地の緑と景観
自然・田園区域	それ以外の区域	山間部及び田園風景が広がる農村部の緑と景観

※山なみへの眺望と田園風景を「まもり、つくり、そだてる」ために、「自然・田園区域」には「市街地区域」よりも強い行為制限を行います。



※国立公園は自然公園法、県立自然公園は宮崎県自然公園条例により、風致地区と地区計画はその地区の規制内容により、行為制限が行われます。

1 「みどりと景観」の特性
2 景観形成の区域と方針
3 行為の制限に関する事項
4 景観形成基準
5 景観形成基準の解説

3-1

行為の制限に関する事項 届出が必要な行為

建築物／工作物				
種類	対象となる行為		対象となる規模	
	行為の内容	行為の内訳	自然・田園区域	市街地区域
建築物	①新築	新たに建てる行為。	高さ10m以上 または 延床面積 500㎡以上	高さ12m以上 または 延床面積 1,000㎡以上
	②増築	既存の建築物に建て増しを行い、床面積を増やす行為。		
	③改築	既存の建築物を取り壊し、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てる行為。		
	④移転	建築物を同一の敷地内で曳家を行った後に適法な状態にする行為。		
	⑤外観を変更することとなる修繕	性能や品質が劣化した部分を既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、概ね同じ材料を用いて造り変え、性能や品質を変更する行為。		
	⑥外観を変更することとなる模様替	既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を変更する行為。		
工作物	①新設	新たに新設する行為。	高さ6m以上 建築物と一体となって 設置される場合は12m以上	
	②増築	既存の工作物に建て増しを行い、面積を増やす行為。		
	③改築	既存の工作物を取り壊し、これと位置・用途・構造・規模がほぼ同程度のものを設置する行為。		
	④移転	工作物を同一の敷地内に移転を行った後に適法な状態にする行為。		
	⑤外観を変更することとなる修繕	性能や品質が劣化した部分を既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、概ね同じ材料を用いて造り変え、性能や品質を回復する行為。		
	⑥外観を変更することとなる模様替	既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、異なる材料や仕様を用いて造り替え、性能や品質を変更する行為。		

※高さは、地盤面から最高点までの高さを示します。

※現状と同一色で外壁や屋根などを塗りなおす場合も、「外観を著しく変更することとなる修繕」に該当しますので、届出が必要です。

※増築の場合は既存分と増築部分の合計とします。

※同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、建築基準法に基づき取り扱います。

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

3-1

行為の制限に関する事項 届出が必要な行為

1

「みどりと景観」の特性

開発行為		
対象となる行為	対象となる規模	
		自然・田園区域
開発行為	開発区域面積1,000㎡以上	

2

景観形成の区域と方針

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		
対象となる行為	対象となる規模	
		自然・田園区域
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	当該行為を行う区域の敷地面積500㎡以上 かつ 堆積の高さが1.5mを超え かつ 堆積の期間が6ヵ月を超えるもの	

3

行為の制限に関する事項

※全ての行為について、同一（実質的に同一と認められる場合も含む。）の事業者が一の行為の施工中または竣工後3年以内に当該行為の対象となる土地の区域に接する区域（道路、水路等を介して接する区域を含む。）において更に一体的な行為を行う場合は、一つの行為とみなします。

4

景観形成基準

届出を要しない行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 地下に設ける建築物の建築など又は工作物の建設など
- 仮設の工作物の建設など
- 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 次の法令に基づき規定された行為、又は許可、認可、届出等を要する行為
 - ・文化財保護法、宮崎県文化財保護条例、都城市文化財保護条例
 - ・屋外広告物法（広告塔などの柱については、届出が必要になる場合があります。）

5

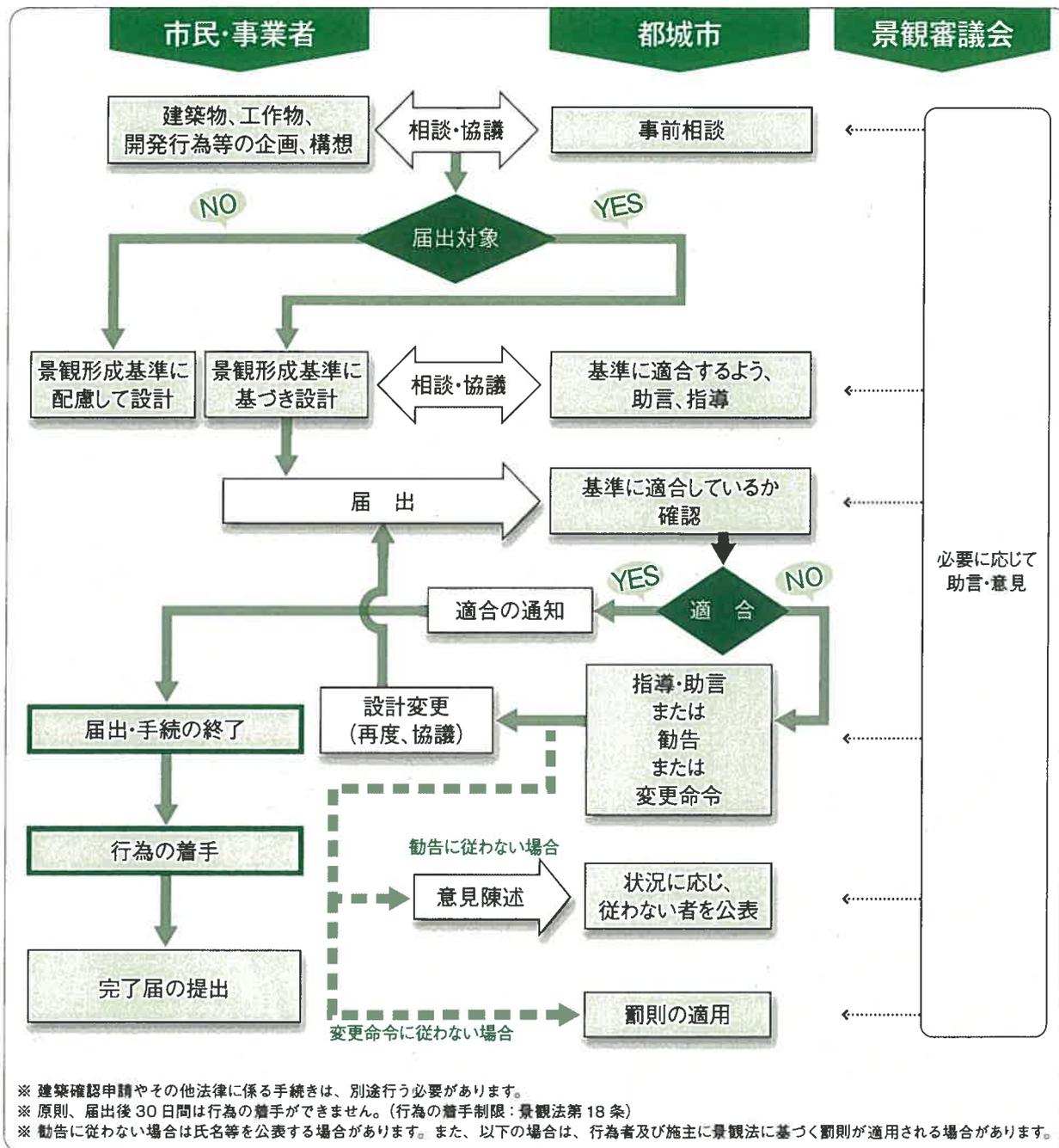
景観形成基準の解説

届出の要否について判断がつかねる場合は、お気軽に御相談ください。

3-2

行為の制限に関する事項

届出手続きの流れ



行 為	罰 則	景観法の条項
届出を行わなかった場合。または、虚偽の届出を行った場合	30万円以下の罰金	第102条第1項
変更命令に対する実施状況等を報告しない場合。または、虚偽の報告をした場合		第102条第2項
変更命令に対する立ち入り検査を拒み、妨げ、又は忌避した場合		第102条第3項
「行為の着手制限」に違反して届出に係る行為に着手した場合		第102条第4項
変更命令に従わない場合	50万円以下の罰金	第101条第1項
変更命令後の原状復帰命令に従わない場合	50万円以下の罰金 または1年以下の懲役	第100条

3-3

行為の制限に関する事項 届出に必要な書類

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

建築物／工作物

図書の名称	内 容
届出書	届出行為の概要（行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日など）を記載したもの
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己チェックしたもの
位置図(1/2,500以上)	行為地を記載したもの
現況カラー写真	当該敷地の全景、建築物等を建てる敷地場所、周辺のまちなみ風景がわかる写真 (撮影ポイントを示した図面を添付すること)
配置図(1/100以上)	敷地境界、建築物等（屋外附帯施設等を含む）の位置を記載したもの
各面の立面図(彩色) (1/50以上、2面以上)	各部分の仕上げ及び色彩（マンセル値表示）、屋外附帯施設を記載したもので、彩色されているもの
外構図(縮尺適宜)	フェンス、門、塀等の仕上げ及び色彩（マンセル値表示）を記載したもの
植栽配置図(縮尺適宜)	樹種、樹高、配置を記載したもの
完成予想図(彩色)	建築物等及び周辺状況（道路、駐車場、植栽、外構等を含む。）がわかるもので、彩色されているもの（イメージパース等）
その他	その他審査上必要な書類

開発行為／屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

図書の名称	内 容
届出書	届出行為の概要（行為の種類、場所、設計又は施工方法、着手予定日など）を記載したもの
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己チェックしたもの
位置図(1/2,500以上)	行為地を記載したもの
現況カラー写真	当該区域の全景、建築物等を建てる敷地場所、周辺のまちなみ風景がわかる写真 (撮影ポイントを示した図面を添付すること)
土地利用計画図 (1/100以上)	行為後の土地の形質状況を表示したもの
造成計画平面図、断面 図など(1/100以上)	造成法面、自然法面と擁壁の形状がわかるもの
その他	その他審査上必要な書類

4-1

景観形成基準

自然・田園区域における景観形成基準(建築物)



項目	自然・田園区域	
	方針	基準
高さ・位置 (P13)	<ul style="list-style-type: none"> □ 稜線やみどりを分断し、自然の景観を損なうことのないように、建築物の配置を誘導する。 □ 霧島山など山への眺望を妨げたり、広がりのある田園景観を損なうことのないように、建築物の高さや配置を誘導する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。 □ 背景となる山なみの稜線を分断しない高さとする。
形態・意匠、素材、色彩 (P14～P16)	<ul style="list-style-type: none"> □ 集落などで一般的に見られる勾配屋根を基本とし、外壁などは、落ち着いた色合い、自然・伝統的素材を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 □ マンセル値により色相R、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。
建築物または敷地の緑化 (P17～P18)	<ul style="list-style-type: none"> □ 山地や田園景観に溶け込むように、敷地内をふんだんに緑化するよう促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化(敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること)に努める。
その他の敷地及び外構等 (P19～P22)	<ul style="list-style-type: none"> □ 室外機や高架水槽、配管やダクト等の設備を目立たせないように工夫する。 □ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場から見えないようにするか、周囲の緑化に努める。 □ 公共の場に接するところに塀や柵を設ける場合は、周囲に圧迫感を与えないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> □ 室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。 □ 配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないように配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色とするなど目立たないようにする。 □ 駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などを行う。 □ 道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。



1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

4-2

景観形成基準

市街地区域における景観形成基準(建築物)



項目	市街地区域	
	方針	基準
高さ・位置 (P13)	<input type="checkbox"/> 建築物の高さ、まちなみに連続性を生み出すように工夫する。	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。
形態・意匠、素材、色彩 (P14・P16)	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠とする。	<input type="checkbox"/> 周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。
建築物または敷地の緑化 (P17～P18)	<input type="checkbox"/> 農村や山地と比べ、市街地はみどりが少ないため、敷地や建物の緑化を促進する。	<input type="checkbox"/> 公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化(敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること)に努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内では、透水性が保たれるように、舗装を最小限にとどめ、オープンスペースは、緑化に努める。
その他の敷地及び外構等 (P19～P22)	<input type="checkbox"/> 室外機や高架水槽、配管やダクト等の設備を目立たせないように工夫する。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場から見えないようにするか、周囲の緑化に努める。 <input type="checkbox"/> 公共の場に接するところに塀や柵を設ける場合は、周囲に圧迫感を与えないようにする。	<input type="checkbox"/> 室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。 <input type="checkbox"/> 配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色とするなど目立たないようにする。 <input type="checkbox"/> 駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などを行う。 <input type="checkbox"/> 道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。



1 「みどりと景観」の特性

2 景観形成の区域と方針

3 行為の制限に関する事項

4 景観形成基準

5 景観形成基準の解説

4-3

景観形成基準

自然・田園区域/市街地区域における景観形成基準(建築物以外)

項目	自然・田園区域 / 市街地区域	
	方針	基準
工 作 物 (P23～P24)	<input type="checkbox"/> 建築物と調和するデザインを工夫する。 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみに調和する配置、形状及び高彩度色や周辺環境から突出しない色彩となるよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 擁壁、垣(生垣を除く)、柵、塀その他これらに類するものについては、緑化できる構造とするか、前後、上部を緑化し、構造物の見えがかりを少なくする。その他の工作物については、建築物の基準に準拠する。 ◆鉄塔に関する特別配慮事項 <input type="checkbox"/> 立地の選定及び高さの設定にあたっては、眺望景観の妨げにならないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 文化財など、特に重要な景観資源の周辺への立地は、極力避ける。 <input type="checkbox"/> 鉄塔の形状は、鋼管柱タイプが望ましく、できる限りすっきりとした形態・意匠とする。 <input type="checkbox"/> 色彩は、背景となる空に溶け込むよう、溶融亜鉛メッキ色(低光沢色、N7程度)が望ましい。ただし、背景が緑地等の自然地の場合は、茶系で低明度のものまたは灰色で低～中明度のものが望ましい。
開 発 行 為 (P24)	<input type="checkbox"/> 極力地形を活かした造成とする。 <input type="checkbox"/> 現況のみどりを残す。	<input type="checkbox"/> 大きな造成は避け、極力地形を活かした造成とする。また、木々の伐採も極力抑え、所々に現況のみどりを残す。造成後は、敷地内、公共施設、擁壁において、緑化を行う。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (P25)	<input type="checkbox"/> 公共の場から見えないように遮蔽する。 <input type="checkbox"/> 整然と、高くならないように堆積する。	<input type="checkbox"/> 堆積場所は、道路などの多くの人が見ることができるところから離すとともに、植樹や緑化された塀により、見えにくいように遮蔽する。堆積については、整然と行い、また、高くならないよう分散して堆積する。

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

4-4

景観形成基準

駐車場の緑化基準

項目	自然・田園区域 / 市街地区域	
	方針	基準
駐車場の設置 (P26)	<input type="checkbox"/> 緑化を行う。	<input type="checkbox"/> 出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。 <input type="checkbox"/> 植栽を行うなど、敷地内の緑化を行うこと。

※建築物に関する届出等の際に、上記の基準に基づいて指導・助言を行います。

5-1

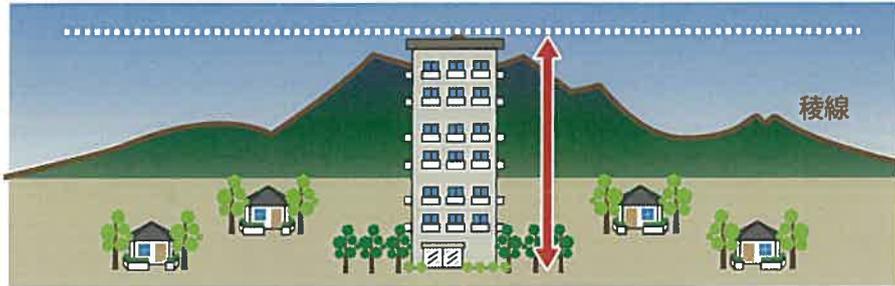
景観形成基準の解説 高さ・位置

- ◎周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さとなるように配慮する。
- ◎背景となる山なみの稜線を分断しない高さとする。



「周辺の自然環境と調和し、まとまりのある高さ」とは、道路や公園などから見たときに、自然環境や田園景観と調和し、周辺の建物から著しく突出しない高さをいいます。

「背景となる山なみの稜線を分断しない高さ」とは、道路や公園などから見たときに、山なみの稜線を分断しない高さをいいます。



建築物を高層化したため、山への眺望を阻害しています。



建築物の高さや位置などを工夫することにより、山への眺望が守られています。

- ◎周辺のまちなみから突出しない高さとなるように配慮する。



「周辺のまちなみから突出しない高さ」とは、まちなみの連続性に配慮した高さをいいます。

例えば、隣接する建物と高さを揃えること、通りの建物の高さを段階的に変化させること（ゆるやかなスカイラインの変化）などです。

やむを得ず周辺と比べて高くなる場合は、高層部をセットバックさせるか、隣接する建物と調和するように低層部の高さや形態・意匠（壁面デザインの分節化など）に配慮するなどしましょう。



隣り合う建築物のひさしや軒の高さを揃えたり、形態・意匠を隣接する建築物に揃えることで、すっきりしたまちなみを創出することができます。

5-2

景観形成基準の解説

形態・意匠、素材、色彩

◎周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。



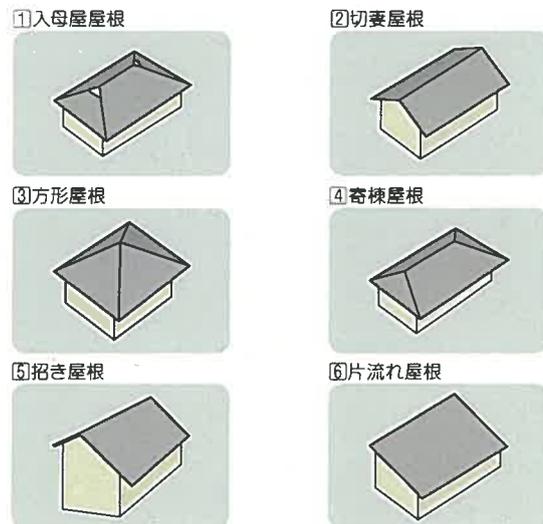
「周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材」とは、周辺の自然環境や田園景観から突出しないよう、外壁や屋根に自然石、木材、土壁等の自然素材を利用すること、屋根や外壁等に過度に光沢、反射する素材の利用を避けること、周囲に圧迫感を与えないように、周囲と壁面線を合わせたり、敷地境界線から壁面を後退させること、勾配屋根など自然環境や田園景観に調和する屋根形状とすること、自然環境や田園環境に調和した穏やかな色彩となるよう心がけることなどをいいます。

【山田町北田集落の風景】



自然環境や既存のまちなみにあわせて、勾配屋根の形態、落ち着いた壁面色を採用することにより、地域と調和し、落ち着いたまちなみを創出することができます。

【勾配屋根の例】



◎周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材、色彩とする。



「周辺のまちなみと調和し、まとまりのある形態・意匠、素材」とは、和風、洋風などのデザインの方向性や使用する素材・色彩に周辺とつながりを持たせることなどをいいます。特に、壁面のデザインは周辺の建物のデザインと違和感のないものにすることが望まれます。

また、遠くから目に付きやすい中高層や屋根面は、彩度を抑えた落ち着いた感じのある色彩にすることが望まれます。

■好ましい例



建築物等の形態・意匠・素材を調和させ、まとまりのある景観を創り出している商業施設。

■好ましい例



地域の自然環境にあわせ形態・意匠、素材に配慮し、落ち着いた感じられる集合住宅。

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

5-3

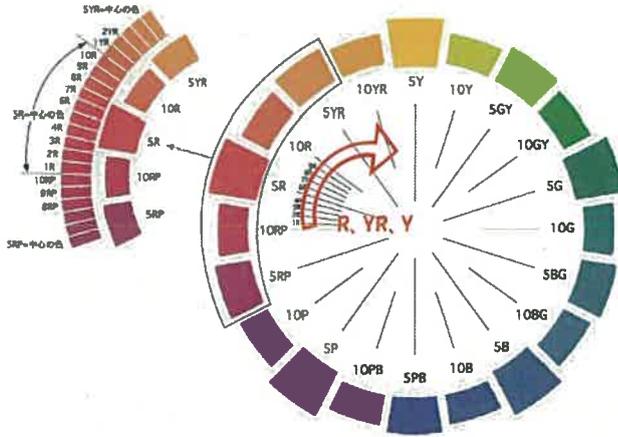
景観形成基準の解説

色彩（「自然・田園区域」で利用できる色の制限について）

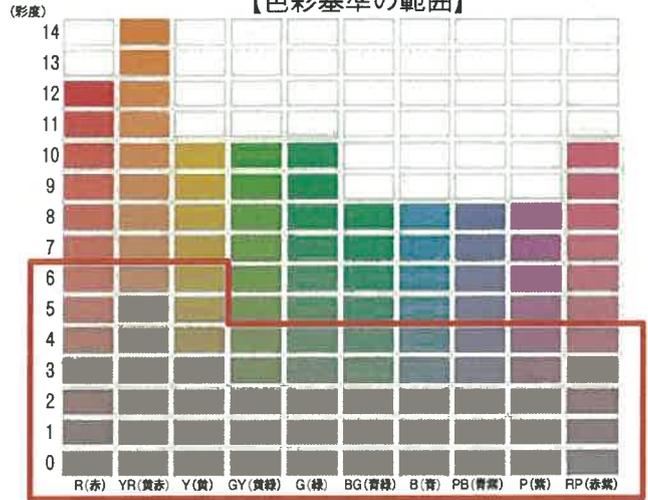
◎マンセル値により色相 R、YR、Y は彩度6以下、
その他の色相は彩度4以下とする。



【マンセル色相環】



【色彩基準の範囲】



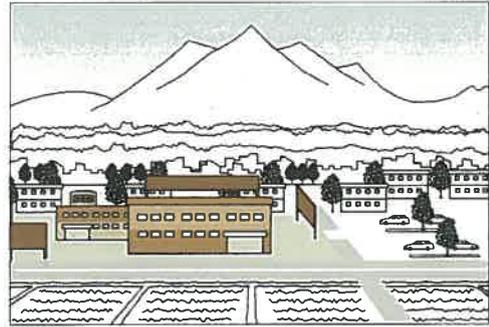
注:上記の色は、印刷のため実際の色とは多少異なりますので、担当窓口でご確認ください。

■好ましくない例



高彩度の色彩は、周辺より突出して目立つため、豊かな田園景観や霧島山などの自然景観を乱す要因となります。

■好ましい例



周辺と調和した色彩にすることで、豊かな田園景観や霧島山などの自然景観をまもり、落ち着いた雰囲気のみちなみをつくることができます。

以下に示すものはこの限りではありません。

- ① **自然素材を用いた建築物など**
表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩は尊重します。
- ② **景観重要建造物、歴史的な建造物、文化財**
景観重要建造物や文化財、歴史的な社寺などの建築物などは、現況の色彩を尊重します。
- ③ **独自に色彩基準を定めている地域に立地する建築物など**
みどりと景観の重点地区など、独自に色彩基準を定めている地域では、独自基準を優先します。
- ④ **他法令で色彩が規定されているもの**
安全や識別の確保のために、他の法令によって色彩が規定されているものは、色彩基準に依らず、法令に則った色彩を用いることができるものとします。
- ⑤ **シンボルマーク、アクセントカラーとして着色される部分**
シンボルマークやアクセントカラーとしての着色は尊重します。ただし、シンボルやアクセント等に利用する面積は見付面積及び水平投影面積の20%以内とします。
- ⑥ **その他**
機能的に不可避な色彩などについては、協議の上、利用の可否を判断します。

色彩について考慮すべき事項について

建築物の色彩は、それ自体や周辺の景観に対する印象に大きな影響を与えます。したがって、「5-2 形態・意匠・素材、色彩」において、色彩を検討する際には、周辺環境にも配慮しつつ、下記の点に留意する必要があります。



◎ 色彩の表示方法について

色彩を系統立てて配列し、標準化した表示方法にマンセル表色系があります。みどりと景観のまちづくり計画では、色彩を表示する方法としてJIS（日本工業規格）などにも採用されているマンセル表色系を使用します。（JIS Z 8721「色の表示方法－三属性による表示」）

◎ 色の三属性について

色相、明度、彩度を色の三属性といい、マンセル表色系では、三属性を記号と数字で表示します。

色 相

赤、青、黄色などの色合いのことを「色相」と言います。マンセル表色系では「基本10色相」が定められ、隣り合う3つの色相を「1系統」と言います。

明 度

明るさの度合いを「明度」と言います。最も暗い色を黒、最も明るい色を白とし、低明度は暗い色、高明度は明るい色となります。

彩 度

鮮やかさの度合いを「彩度」と言います。一般的に高彩度では鮮やか色となり、低彩度ではくすんだ色となります。

マンセル記号

マンセル記号は、色の三属性を組み合わせて、一つの色彩を表示する記号です。有彩色は5R6/4のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、無彩色はN4.0のようにニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表示します。

※例：有彩色			※例：無彩色	
色相	明度	彩度	無彩色	明度
5R	6	4	N	4.0
5ブルー	6	4	エヌ	4.0

◎ 建築物や工作物の色彩を検討する上で考慮すべき事項

1. 周辺から突出した色彩を避け、周辺環境との調和を心がける。

周辺の自然やまちなみから突出しないように、周辺の自然や建物と同一の色彩とするか、色彩やトーンが近い色を利用しましょう。

2. 落ち着いたまとまりのある色彩を心がける。

建築物や工作物の屋根や外壁等に利用する色の「色相」を2系統までにするか、木や石等の自然素材の持つ色を利用することで、落ち着いたまとまりのある意匠となります。

3. 彩度を抑えるよう心がける。

彩度を抑えることで、周辺から突出した色彩になることを防ぐことができます。また、落ち着いた、高級感、優しい雰囲気を持たせることができます。特に遠くから目につく中高層や屋根面は、彩度を抑えるように心がけましょう。逆に彩度が高いと周辺の景色となじまず、落ち着きがなくなります。また、彩度が高い建物が乱立したまちなみは、見る人に無秩序な印象を持たせます。

色彩調和の例

色彩の統一

(周辺と色彩を統一する)

色相の調和

(色相を揃え、トーンを変化)

トーンの調和

(トーンを揃え、色相を変化)

※トーン：明度と彩度の組み合わせ

5-4

景観形成基準の解説

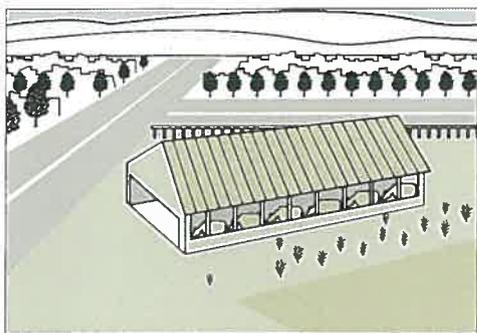
建築物または敷地の緑化

◎公共の場から見える場所、特に道路など公共の場に接する場所は、できる限り緑化（敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽すること）に努める。



「できる限り緑化に努める」とは、道路など公共の場所から見える敷地内に少しでも多く花やみどりを植栽することをいいます。

■好ましくない例



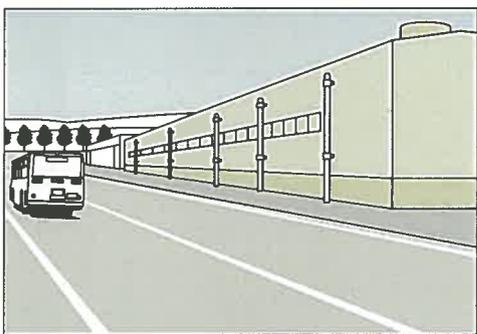
植栽されていない畜舎。

■好ましい例



道路側に植栽することで、自然環境との調和が感じられる畜舎。

■好ましくない例



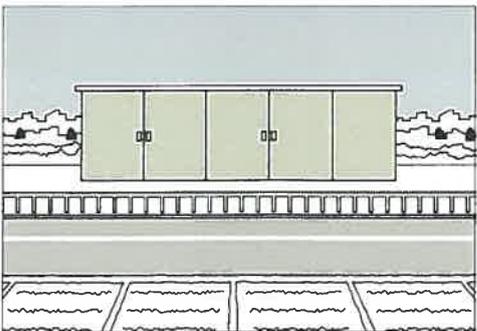
道路側が植栽されていない建築物は、圧迫感があります。

■好ましい例



道路側を植栽することにより、建物の圧迫感を軽減し、うるおいを創出している建築物。

■好ましくない例



植栽されていない建築物の敷地は、無機質感があります。

■好ましい例



敷地の周囲を植栽することにより、無機質感が緩和され、周辺景観と調和した工場敷地。

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

■好ましい例



歩道沿いを植栽し、うるおいあるまちなみ景観を創出している共同住宅。



道路路境界部の緑化により、豊かな商業空間を創出している大型商業施設。



敷地の緑化により、周辺環境と調和とうるおいが感じられる工場敷地。



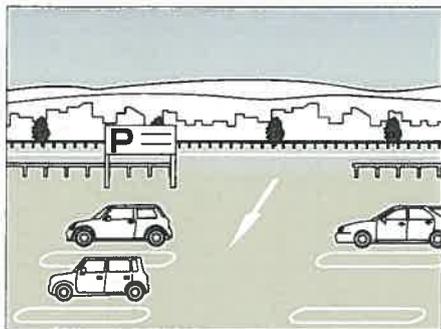
建物の屋上を緑化し、市街地にうるおいある空間を創出している建築物。

◎敷地内では、透水性が保たれるよう、舗装を最小限にとどめ、オープンスペースは、緑化に努める。



地域にうるおいや魅力ある表情を与えるよう、様々な手法を活用したみどりの確保に努めるとともに、環境共生型のまちなみを形成しましょう。

■好ましくない例



緑化されていない駐車場。

■好ましい例

敷地内を透水性のある舗装を行うことで、豊かなまちなみを形成している商業施設。



■好ましい例

緑化により、豊かでうるおいを感じる駐車場。

5-5

景観形成基準の解説 その他の敷地外構など

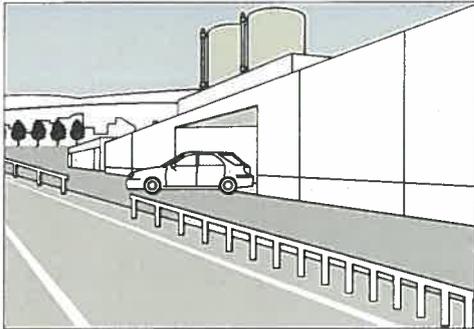
◎**室外機や高架水槽などの建築設備は、道路などの公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、覆うか色彩に配慮する。**



給水塔、空調室外機などは、計画段階で設置位置などを景観に配慮することにより、まとまりのある空間をつくり出すことができます。特に給水塔などは高所に設置されることが多く、視界に入りやすいため、建物と調和するように形態や色彩などに配慮したり、囲いを設けたりするなどの工夫をしましょう。

「色彩に配慮する」とは、建物本体の色彩と同一の色彩または同じ色相の系統で、彩度の低い色彩を用いることなどをいいます。

■好ましくない例



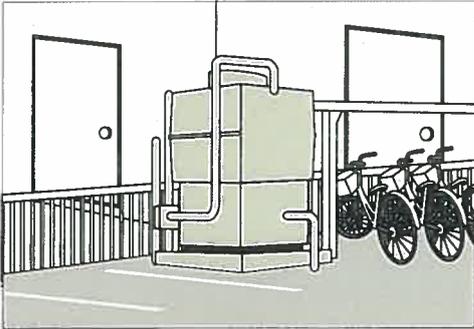
建築設備が目隠しされていない施設。

■好ましい例



囲いを設けることにより、周囲の景観と調和が図られている施設。

■好ましくない例



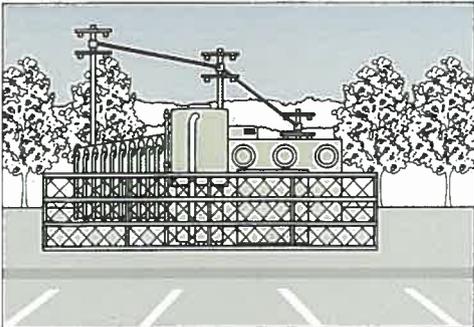
建築設備が目隠しされていない施設。

■好ましい例



植栽で囲むことにより、周囲の景観と調和が図られている施設。

■好ましくない例



建築設備が目隠しされていない施設。

■好ましい例



植栽で囲むことにより、周囲の景観と調和が図られている施設。

1

「みどりと景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

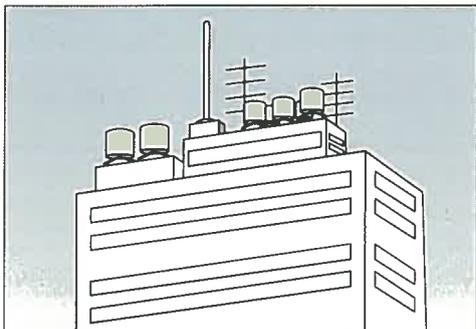
景観形成基準の解説

◎配管やダクトなどは、道路など公共の場から見える壁面に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一色とするなど目立たないようにする。



給水管・電気配管（線）・ダクトなどは、壁面に露出しないように配慮しましょう。
 「露出しないように配慮する」とは、道路など公共の場から見える部分を、植栽やルーバーなどで覆うことをいいます。
 やむを得ず壁面に配管などが露出する場合は、壁面と同一色としたり、建物本体のデザインに取り込むなどの工夫をしましょう。

■好ましくない例



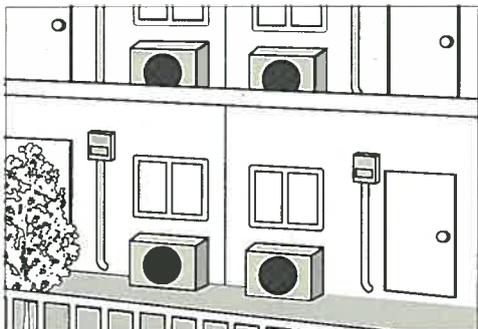
屋上に建築設備などが露出している建築物。

■好ましい例



屋上や階段などの建築設備をルーバーなどの囲いを設けることにより、周囲のまちなみ景観に配慮している建築物。

■好ましくない例



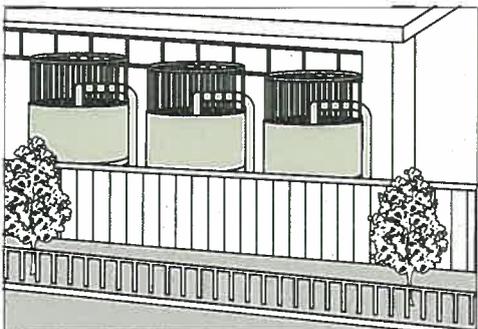
道路沿いに配管設備などが露出している施設。

■好ましい例



ベランダに設置された空調室外機を壁面と同一の色彩または同色系とし、周囲の景観に配慮している建築物。

■好ましくない例



道路沿いに屋外設備などが露出している工場。

■好ましい例



屋外設備を露出しないように、本体のデザインに取り込むことにより、周囲の景観と調和している工場。

5-5 その他の敷地外構など

景観形成基準の解説

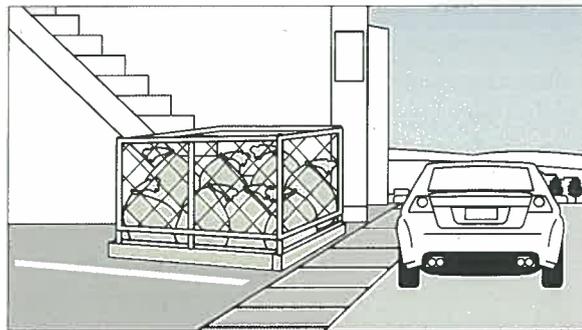
◎駐車場、駐輪場、ごみ集積所などは、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などを行う。



「公共の場からできる限り見えないように設置」とは、できる限り道路などからは見えなくすること、植栽やルーバーなどで覆うように努めることなどをいいます。

また、「建築物と同様の形態・意匠、素材による遮蔽や周囲の緑化などを行う」とは、例えば、建築物本体と同様の形態・意匠として分節の度合いの小さなデザイン（連続性のあるデザイン）にすること、建築物と同様の素材や植栽などで公共の場から見える部分の5分の1以上を覆うことなどをいいます。

■好ましくない例



道路沿いに設置されているごみ集積所。

■好ましい例



建築物と連続性をもたせ、みえかがりを少なくして周囲の景観に配慮されたごみ集積所。

■好ましい例



建築物本体と同様の形態・意匠に配慮し、植栽により周囲のまちなみ景観と調和が図られた駐車場及び駐輪場。

■好ましい例



建築物と一体化することにより、周囲の景観に配慮されたごみ集積所。

■好ましい例



植栽により周囲のまちなみ景観と調和が図られた駐輪場。

1

「みどり」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

◎道路など公共の場に接する場所に塀や柵などを設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる。



「植栽、透過性のもの、自然素材のものなどを用いる」とは、例えば、植栽を行うこと、ルーバーなど透視性のあるものを用いること、木や石などの自然素材や擬木などを用いることをいいます。

■好ましい例



切石や玉石などの自然素材を用いて、地域の個性にあわせたまちなみ景観を創出している地域。

■好ましい例



塀を透過性のフェンスと植栽を組み合わせ、まちなみを演出している建築物。

■好ましい例



閉鎖的な塀をさけ、植栽等により、まちなみを演出している住宅地。

■好ましい例



自然素材の塀と植栽を組み合わせ、沿道景観を演出している建築物。

■好ましい例



外構に既存の切石を残して地域の個性に合わせたまちなみの創出を図っている建築物。

■好ましい例



透過性のある植栽により、沿道景観を演出している工場。

5-6

景観形成基準の解説 工 作 物

◎擁壁、垣(生垣を除く)、柵、塀その他これらに類するものについては、緑化できる構造とするか、前後、上部を緑化し、構造物の見えがかりを少なくする。その他の工作物については、建築物の基準に準拠する。



1

「みどり」と景観」の特性

2

景観形成の区域と方針

3

行為の制限に関する事項

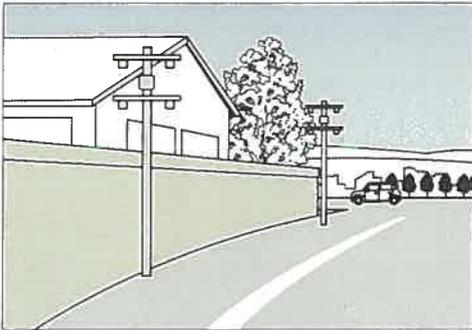
4

景観形成基準

5

景観形成基準の解説

■好ましくない例



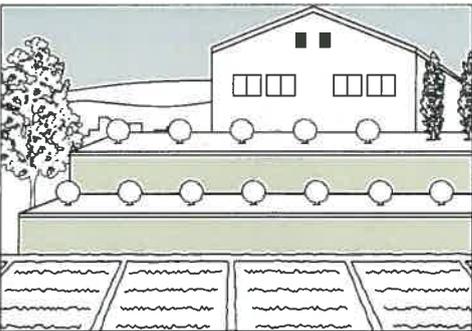
構造物全体が露出している擁壁。

■好ましい例



緑化により構造物の見えかたを極力少なくし、まちなみ景観を創出している敷地。

■好ましくない例



構造物全体が大きく露出している擁壁。

■好ましい例



高低差の大きい所の擁壁が、植栽により目隠しされ、まちなみ景観に配慮している工場敷地。

■好ましい例



構造物の高さを極力小さくして、沿道景観に配慮している施設。

◎鉄塔に関する特別配慮事項

- 立地の選定及び高さの設定にあたっては、眺望景観の妨げにならないよう配慮する。
- 文化財など、特に重要な景観資源の周辺への立地は極力避ける。
- 鉄塔の形状は、鋼管柱タイプが望ましく、できる限りすっきりとした形態・意匠とする。
- 色彩は、背景となる空に溶け込むよう、溶融亜鉛メッキ色(低光沢色、N7程度)が望ましい。
ただし、背景が緑地等の自然地の場合は、茶系で低明度のものまたは灰色で低～中明度のものが望ましい。



立地の選定及び高さの設定は、眺望景観を阻害しないように配慮しましょう。

立地する場合の配慮の例



鉄塔の形状は、鋼管柱タイプが望ましく、できる限りすっきりとした形態・意匠としましょう。



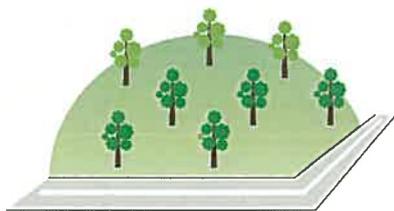
色彩は、背景となる空に溶け込むよう、溶融亜鉛メッキ色、自然地の場合は、茶系または灰色で低中明度のものが望ましいです。

立地する場合は、できるだけ眺望を阻害しないように、形態・意匠に配慮しましょう。

景観形成基準の解説

5-7 開発行為

- ◎大きな造成は避け、極力地形を活かした造成とする。また、木々の伐採も極力抑え、所々に現況のみどりを残す。造成後は、敷地内、公共施設、擁壁において、緑化を行う。



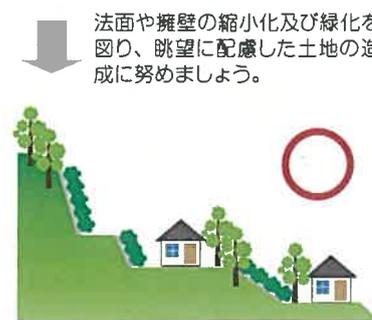
極力地形を活かした造成を図り、可能な限り既存樹木の保全を図りましょう。



大きい造成は、みどりを失い周囲の景観を阻害する恐れがあります。



地形を活かし、みどりを残した造成により、地域の自然環境との調和を図ります。



法面や擁壁の縮小化及び緑化を図り、眺望に配慮した土地の造成に努めましょう。

5-8

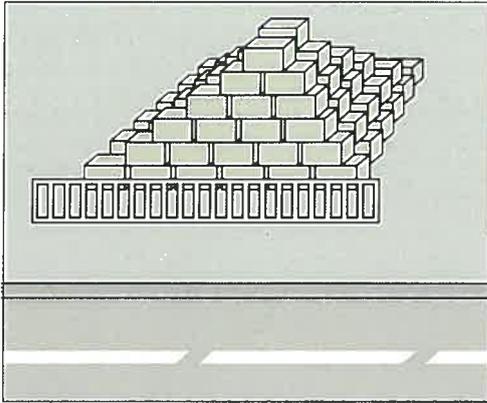
景観形成基準の解説

屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積

◎堆積場所は、道路などの多くの人が見ることができる所から離すとともに、植樹や緑化された塀により、見えにくいよう遮蔽する。堆積については、整然と行い、また、高くならないよう分散して堆積する。

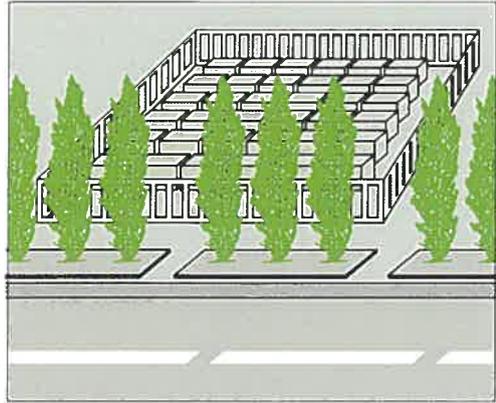


■好ましくない例



沿道付近の堆積物は、周辺のまちなみ景観を阻害することがあります。

■好ましい例



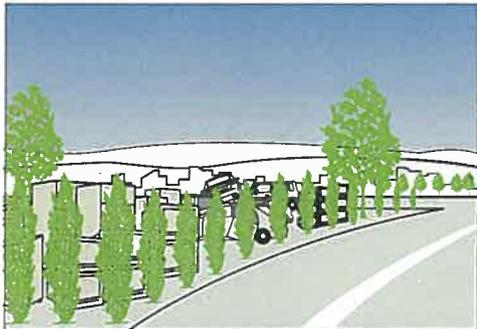
堆積物は高さを抑え、十分な空間を確保して、周囲を塀や植栽等で囲むことで、周辺のまちなみ景観との調和を図ります。

■好ましくない例



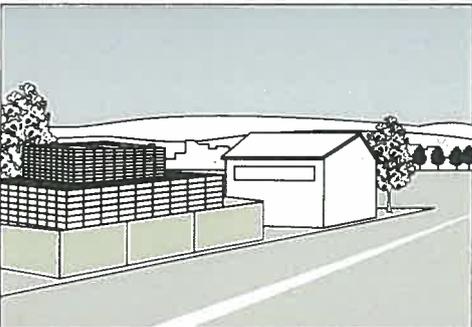
リサイクル等の物品置場は、周辺のまちなみ景観を阻害することがあります。

■好ましい例



植樹や柵等により、見えにくいように工夫して、まちなみ景観への影響を軽減しましょう。

■好ましくない例



沿道から堆積物等が目立つと、周囲のまちなみ景観を阻害することがあります。

■好ましい例



堆積物が見えにくいように植栽等で工夫され、まちなみ景観に配慮された敷地。

5-9

景観形成基準の解説 駐車場の緑化

- ◎出入口を除く接道部分は、植樹帯を設置すること。
- ◎植栽を行うなど、敷地内の緑化を行うこと。



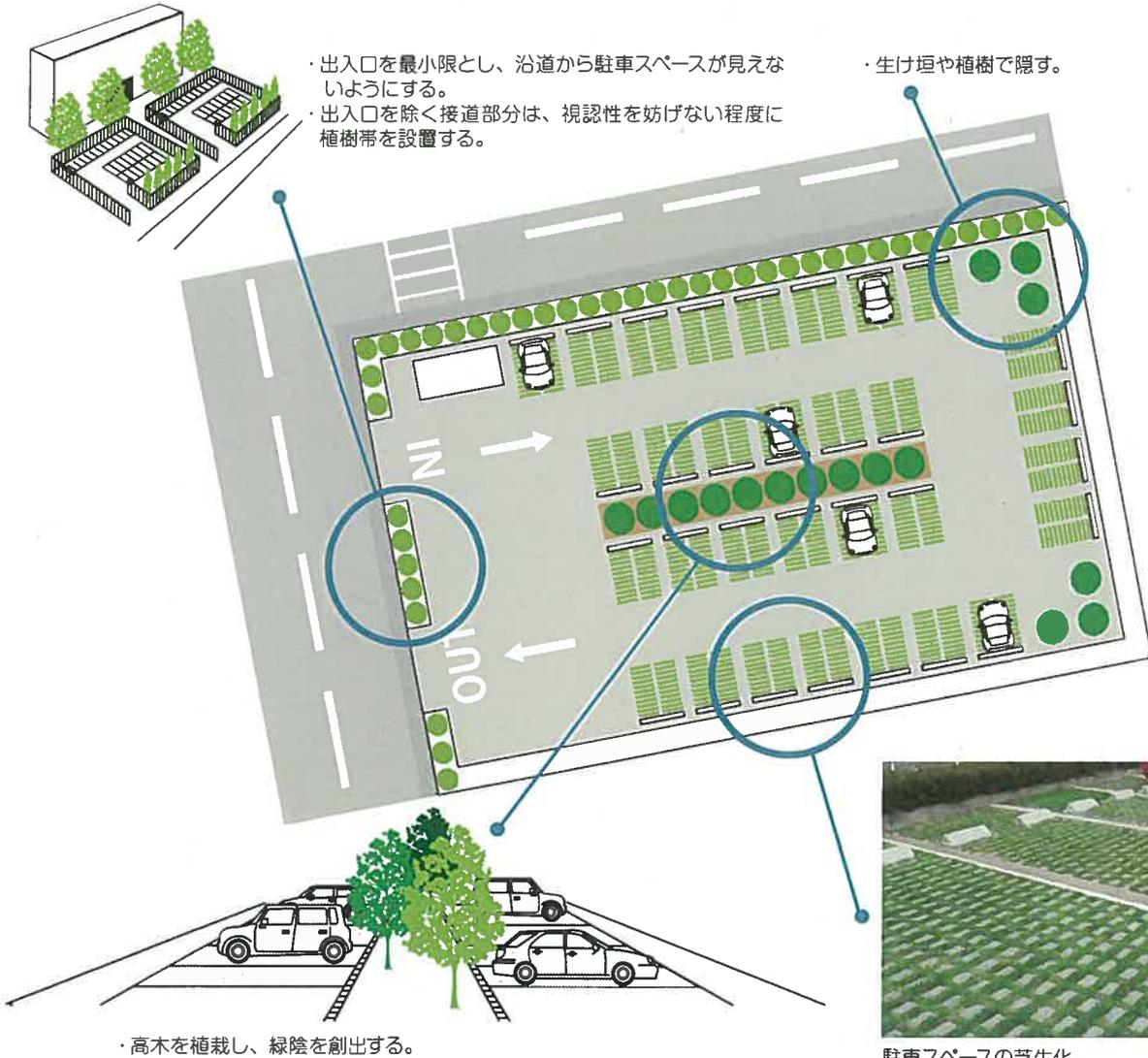
1 「みどりと景観」の特性

2 景観形成の区域と方針

3 行為の制限に関する事項

4 景観形成基準

5 景観形成基準の解説



駐車スペースの芝生化。

■好ましい例



緑陰を創出する高木を積極的に植樹した文化施設の駐車場。

■好ましい例



駐車スペースを芝生にすることで、緑化を行っている官公庁の駐車場。

■好ましい例



接道部分の植栽により、緑化と沿道からの遮蔽を行っている体育文化施設の駐車場。

用語解説

用語	解説
あ 意匠	建築物や工作物などで、その形・色・模様・配置などについて加える装飾上の工夫をした表現のことです。
か 外構	建築物の外まわりの総称で、塀や生垣、門扉、車庫、庭、アプローチなどをさします。
基調色	外壁各面の4/5以上の範囲に用いる色彩のことです。
強調色	外壁に表情をつける場合などで、外壁各面の1/5以下の範囲に用いる色彩のことです。
景観行政団体	景観計画の策定など、景観法に基づく諸施策を実施することができる地方公共団体のことです。都城市は平成21年10月に景観行政団体になりました。
景観協定	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内のある一定の区域において、土地所有者全員の合意に基づき定められる自主協定のことです。
景観計画	<p>景観行政団体が、景観法の手続きに従って定める「良好な景観の形成に関する計画」のことです。</p> <p>景観計画では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○景観計画の区域 ○良好な景観の形成に関する方針 ○良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 ○景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 <p>このほか、必要に応じて以下の事項を定めることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○屋外広告物の表示等に関する事項 ○景観重要公共施設の整備等に関する事項
景観資源	歴史資産や公園等のみどり、池や河川、まちなみの様子、近代建築物など、地域の資源を特徴づける様々な資源をさします。
景観重要建造物	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な建造物として指定されたものです。指定されると、現状変更にあたり許可が必要となります。
景観重要公共施設	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域において、良好な景観の形成に重要な道路、公園、河川などの公共施設で、管理者の同意を得て指定されたものです。景観計画に、景観重要公共施設の整備に関する事項や占用等の許可の基準が定められると、管理者はそれらに基づき整備や占用許可を行わなければなりません。
景観重要樹木	景観法に基づく制度の一つで、景観計画区域内に存在し、良好な景観の形成に重要な樹木として指定されたものです。指定されると、伐採などを行う場合は許可が必要になります。
景観条例	景観法において条例で定めることになっている事項など、景観行政を実施するために必要な事項を定める条例です。
景観審議会	一般的には、景観条例などに基づいて設置される地方公共団体の付属機関で、景観形成に関する重要な事項について、専門的な観点から審議する役割を担います。



用語	解説
か	<p>景観地区 景観法に基づく地域地区の一つで、景観計画よりも、より積極的に良好な景観形成を誘導したい場合に、都城市が都市計画として定める地区のことです。景観地区では、建物の形態・意匠をはじめ、建物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建物の敷地面積の最低限度などを定めることができます。</p> <p>景観法 平成16年6月に公布された、日本ではじめての景観に関する総合的な法律のことです。</p> <p>景観法に基づく届出制度 建築物等に対する届出・勧告を基本とする緩やかな規制誘導を行う制度です。建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例で対象行為を定めることにより変更命令等が可能となります。</p>
さ	<p>彩度 色彩を表現する3つの属性のうち、色の「鮮やかさ」を示す属性のことです。0から14の数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色を示します。白や黒、グレーなどの無彩色の彩度は0です。</p> <p>色相 色彩を表す3つの属性のうち、「色合い」を示す属性のことです。R(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の基本10色相があり、1～10の数値で細分化されています。</p> <p>重点地区 魅力的な景観を育むために、重点的に取り組む地区を、他の地区とは別に地域を区分して重点地区として定めます。重点地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準、届出の対象とする行為や規模を定めます。</p> <p>スカイライン 山並みや稜線などの地形や都市の建物群が連続して形成される街並みの輪郭が形成する空との境界線のことです。</p>
た	<p>地区計画 都市計画法第12条の4に定められた制度で、ある一定の区域を対象に、実情に合ったきめ細かい規制を行い、地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全する制度のことです。建物用途や容積率のほか、建物の高さ、壁面の位置、敷地規模、形態・意匠、緑化、樹木の保全などについて定めることができます。</p> <p>都市計画審議会 都市計画に関する事項の調査審議等のために設けられる審議機関(都市計画法第77条、第77条の2)のことです。</p> <p>届出対象行為 届出制度において、届出の対象とする建築物の建築や工作物の建設などの行為です。都城市景観計画では、地域の分類に応じて、一定規模以上の行為を届出対象としています。</p>
は	<p>壁面後退 隣地境界線や道路境界線から建物の外壁面や柱を、ある距離まで後退させることです。</p>
ま	<p>マンセル値 特定の1色をマンセル表色系で用いる色相(色合い)・明度(明るさ)・彩度(鮮やかさ)により、表したものです。</p> <p>マンセル表色系 色彩を系統立てて配列し、標準化した表示方法の一つです。日本工業規格「JIS Z 8721 色の表示方法—三属性による表示」として採用されており、色を、色相(色合い)・明度(明るさ)・彩度(鮮やかさ)の3つの属性により体系的に表します。</p> <p>明度 色彩を表す3つの属性のうち、色の「明るさ」を示す属性のことです。黒を0、白を10として表し、数値が大きくなるほど、明るい色となります。</p> <p>見付面積 風を受ける建物の面積のことで、張り間方向(小屋梁と平行の方向)、けた行き方向(小屋梁と直角の方向)ともに、1階床から1.35m上に線を引き、それより上の部分の垂直面積を指します。</p>
ら	<p>緑被率 一定の地域の中で、その地域に草地や樹林等が生育している面積の割合です。</p>



都城市景観形成ガイドライン

平成26年2月

■都城市土木部都市計画課

TEL 0986-23-2762 (直通) FAX 0986-23-2154

メールアドレス toshikei@city.miyakonojo.miyazaki.jp